平成２２年（ヒ）第１号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1889番地の12
清算株式会社　長島造船株式会社
代表清算人　長井　浩一
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
津地方裁判所熊野支部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２００５号
東京都港区芝浦２丁目13番８号
清算株式会社　株式会社エンコントラル
代表清算人　佐藤真太郎
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本債権者集会時における清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、協定債権者株式会社アプレシオ（以下「アプレシオ」という。）を除く別紙記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本件協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権のうち10万円以下の部分について全額を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
2　清算株式会社は、本件協定債権者の有する協定債権のうち10万円を超える部分につき、前項による弁済後の残額を本件協定債権者の各協定債権額に応じて按分した額を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
3　本件協定債権者は、第１項及び第２項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、本件協定債権者の各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につきその債務の免除をする。
4　アプレシオは、清算株式会社に対し、アプレシオの有する協定債権の全額につき、第１項及び第２項に定める弁済が完了したときは、その債務の免除をする。
5　本協定における弁済は、本件協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。
ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
6　第１項及び第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第１項及び第２項の弁済後の各協定債権額の残高に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

監督命令変更

平成２２年（再）第１２号
神奈川県横浜市中区長者町７丁目113番地
再生債務者　株式会社三河屋本店
主文　平成22年１月27日にした監督命令に次の事項を加える。「４⑻　再生債務者名義の金融機関口座からの預貯金の払戻し、口座の解約及び名義変更」
平成22年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２２年（再）第２号
埼玉県越谷市大字西方字上手2603番地
再生債務者　有限会社ミナミ製本
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年６月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年７月23日から平成22年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第３号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田589番地30
再生債務者　南　　忍
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年６月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年７月23日から平成22年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２２年（再）第１３号
東京都千代田区神田小川町３丁目５番地
再生債務者　株式会社國際書房
決定の要旨　平成22年４月13日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成22年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第１４４号
岩手県宮古市日立浜町32番地４
再生債務者　株式会社浄土ケ浜パークホテル
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1575番地
再生債務者　三森　頼利
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月８日から平成22年６月15日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（再イ）第２号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1575番地
再生債務者　三森あかね
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月８日から平成22年６月15日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（再イ）第７号
茨城県牛久市神谷１丁目２番地５
再生債務者　溝口　　修
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月27日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月10日から平成22年６月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２２年（再イ）第３９号
埼玉県新座市栗原１丁目２番２号
再生債務者　内藺　五志
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月27日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月10日から平成22年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第４０号
埼玉県新座市栗原１丁目２番２号
再生債務者　内藺　照子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月27日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月10日から平成22年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第６７号
埼玉県鴻巣市ひばり野２丁目１番４号
再生債務者　林　　直之
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月27日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月10日から平成22年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１０４号
さいたま市西区大字土屋531番地１　オレンジコート101
再生債務者　川村　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月27日まで
4　一般異議申述期間　平成22年６月10日から平成22年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部